

天ヶ瀬ダム再開発事業基本計画変更に係る京都府検証委員会設置要綱

(目的)

第1条 国土交通大臣から京都府知事あてに天ヶ瀬ダム建設（再開発）に関する基本計画の変更について意見照会がなされた。

変更内容については、国においても専門家で構成する淀川水系ダム事業費等監理委員会で検証が行われているが、同事業は京都府内で行われている事業であり、事業の長期化や事業費の増大の影響も踏まえ、京都府として知事意見回答に先立ち京都府独自でも変更内容を検証する必要がある。

そこで、天ヶ瀬ダム再開発事業基本計画変更に係る京都府検証委員会（以下「委員会」という。）を設置し、河川工学や地盤工学等の専門家による技術的・専門的視点から事業費・工期の変更の内容を検証する。

(委員)

第2条 委員会の委員は、4名以内とする。

2 委員会の委員は、学識経験を有する者の内から知事が依頼する。

(委員長)

第3条 委員会には、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、委員会を代表する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、知事が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 委員会の会議は公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができます。

(解散)

第5条 委員会は設置目的を達したときに解散する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月7日から施行する。